

桜‘はるか’苗木の運用基準

制定 令和6年11月18日
6 森 第 2 7 5 3 号

第1 趣旨

この運用基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長と勝木俊雄氏が開発し、平成24年に福島県に寄贈された桜‘はるか’の苗木管理や配布に関することを示すものである。

‘はるか’は、東日本大震災やその他の災害による復興のシンボルとして、また植樹活動などを通じた森林づくり意識の醸成のシンボルとして配布するものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項は、その都度協議し、決定する。

第2 ‘はるか’の定義

‘はるか’とは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所と勝木俊雄氏が開発した品種の桜のことである。

農林水産植物の種類：Prunus L.

品種の名称：‘はるか’

第3 ‘はるか’苗木配布の要望

‘はるか’苗木配布の要望は、第1の趣旨に沿った植樹活動を行う団体・個人を対象とする。

なお、要望する苗木の譲渡先は国内に限る。

第4 苗木の配布

1 配布要望の窓口

苗木配布の要望窓口は森林計画課が行い、配布の可否を決定する。

2 配布要望

森林計画課は、‘はるか’苗木の配布要望があった場合、要望者から使用目的、要望本数、遵守事項等を記載した、苗木要望書（様式1）の提出を受ける。なお、遵守事項は以下のとおりとする。

- (1) 商業目的の利用はしない
- (2) 目的外の使用はしない
- (3) 苗木は要望書に記載されている植栽場所以外の使用はしない
- (4) やむを得ず、苗木の余剰が生じた場合は速やかに森林計画課に報告し返還する
- (5) 苗木の管理については善良な保育に努める

3 配布の決定

配布要望が県の配布目的と合致すると認められた場合は、森林計画課は配布決定について要望者及び生産者（福島県農林種苗農業協同組合）に通知する。

4 配布

配布は無償譲渡及び有償譲渡とし、どちらの譲渡とするかは、生産者と要望者において協議の上決定する。配布に係る事務は生産者で行うものとする。

なお、有償譲渡の場合、商業目的とならないように、生産者は要望者から苗木の生産費、管理費、梱包費、送料のみの費用を徴収する。

5 実績報告の提出

要望者は、‘はるか’苗木の使用完了後、速やかにその旨を森林計画課に報告しなければならない（様式2）。

第5 穂木の提供

1 穂木の提供

‘はるか’苗木の生産に係る穂木提供の要望があった場合は、林業研究センターにある母樹から穂木を提供することができる。穂木の提供は森林計画課で行うものとする。

森林計画課は穂木要望書に基づき、穂木提供の可否を林業研究センターと協議のうえ決定し、要望者に通知する。

なお、森林計画課で配付する穂木を用いた苗木の生産地は県内に限る。

2 母樹の管理

寄贈された‘はるか’苗木の母樹は林業研究センターで管理する。

第6 苗木の管理

生産者は、福島県が管理する‘はるか’苗木について配布先が決定するまで健全に保管するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この基準は、令和6年12月11日から施行するものとし、「登録品種の許諾契約書に基づく運用基準」（令和3年8月27日制定）は破棄とする。

様式 1

年 月 日

福島県森林計画課長

【要望者】
住所（所在地）
氏名（団体名）
代表者氏名
連絡先

桜'はるか'に係る苗木要望書

このことについて、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 要望本数
- 3 納品希望時期
- 4 植栽団体名等
- 5 植栽場所
- 6 遵守事項
 - (1) 商業目的の利用はしない
 - (2) 目的外の使用はしない
 - (3) 苗木は上記に記載されている植栽場所以外の使用はしない
 - (4) やむを得ず、苗木の余剰が生じた場合は速やかに森林計画課に報告し返還する
 - (5) 苗木の管理については善良なる保育に努める
- 7 その他

様式 2

年 月 日

福島県森林計画課長

住所（所在地）
氏名（団体名）
代表者氏名
連絡先

桜'はるか'に係る植栽実績報告書

このことについて、 年 月 日に提出した「桜'はるか'に係る苗木要望書」の実績を下記
のとおり報告いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 植栽本数
- 3 植栽時期
- 4 植栽団体名等
- 5 植栽場所

※使用した際の写真等資料を添付すること